

環境物品等の調達の推進を図るための方針

参議院

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、令和6年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の令和6年度における調達の目標

令和6年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和5年12月22日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙類

コピ一用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

※印刷用紙の調達が困難となる場合には、国等の業務・事業の継続を確保するため、当分の間、調達予定物品等の納入が難しいことを確認した上で、特定調達物品以外からの調達を行う等、柔軟に対応する。

2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

トレー
消しゴム
ステープラー(汎用型)
ステープラー(汎用型以外)
ステープラー針リムーバー
連射クリップ(本体)
事務用修正具(テープ)
事務用修正具(液状)
クラフトテープ
布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)
両面粘着紙テープ
製本テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット(玉)
マグネット(バー)
テープカッター
パンチ(手動)
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)
紙めくりクリーム
鉛筆削(手動)
OAクリーナー(ウェットタイプ)
OAクリーナー(液タイプ)
ダストブロワー
レターケース
メディアケース
マウスパッド
OAフィルター(枠あり)
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHPフィルム
絵筆
絵の具
墨汁
のり(液状)(補充用を含む。)
のり(澱粉のり)(補充用を含む。)
のり(固形)(補充用を含む。)
のり(テープ)
ファイル
バインダー
ファイリング用品
アルバム(台紙を含む。)
つづりひも
カードケース
事務用封筒(紙製)

窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
--	--

3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

4 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

インクカートリッジ

5 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

6 オフィス機器等

シェレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

7 移動電話等

携帯電話 P H S スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--------------------------	------------------------------

8 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	調達を実施する品目については、調達目標は100%（基準値1を満たす製品）とする。
テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

9 エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%（エアコンディショナーは基準値1を満たす製品）とする。
---	---

10 溫水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

11 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球形LEDランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%（LED照明器具は基準値1を満たす製品）とする。
---	--

1 2 自動車等

乗用車	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	調達を実施する品目については、調達目標は100%（基準値1を満たす製品）とする。
乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標は100%（乗用車用タイヤは基準値1を満たす製品）とする。

1 3 消火器

消火器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----	--------------------------

1 4 制服・作業服等

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
----------------------	---

1 5 インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフティッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
---	---

1 6 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
------	---

17 その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。なお、ポリエスチル繊維を使用した製品の調達の際は再生ポリエスチルができる限り多く使用されている製品を選択する。
---	---

18 設備

太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水器具 給水栓 日射調整フィルム 低放射フィルム テレワーク用ライセンス Web会議システム	調達の予定はない。
---	-----------

19 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 毛布 作業手袋 テント ブルーシート 一次電池 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

20 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建設機械を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として基本方針に定める判断の基準を満たす製品を使用するものとする。

2 1 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷 食堂	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
自動車専用タイヤ更正	調達の予定はない。
自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送 庁舎等において営業を行う小売業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

2 2 ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------------	--------------------------

II 特定調達物品等以外の令和6年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標

特定調達物品等以外の物品等についても、エコマーク、エコリーフなどの各種環境ラベル等表示商品を調達するよう努める。また、特定調達物品等以外の役務についても可能な限り環境負荷の低減が図られるよう努める。

III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 環境物品等の調達を推進するため、参議院及び裁判官弾劾裁判所をもって組織するグリーン調達推進のための連絡会議を設ける。同会議は、物品管理官（会計課長）を長とし、各課室物品供用官及び会計課物品係の職員で構成する。
- 2 調達の実績は品目ごとに取りまとめ公表する。
- 3 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかける。
- 4 本調達方針に基づく調達担当窓口は庶務部会計課とする。